

情報

計算方法を確認しましょう

平成 30 年度後期高齢者医療制度の保険料について

$$\begin{array}{|c|c|c|} \hline & \text{保険料} & \\ \hline & (\text{限度額 62 万円}) & \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 40,400 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{前年の総所得金額} - 33 \text{ 万円}) \times 7.85\% \\ \hline \end{array}$$

平成 30 年度の後期高齢者医療制度の保険料は、平成 29 年中の所得に基づき、8 月に決定します。計算方法は上記の通りです。

所得が一定基準以下の人は、世帯の所得に応じて次のとおり軽減されます。平成 30 年 4 月（平成 30 年度分）から以下の通り見直されています。

世帯主とすべての被保険者の総所得金額の合計	軽減割合
(33万円+50万円×世帯の被保険者数)以下	2割
(33万円+27.5万円×世帯の被保険者数)以下	5割
33万円以下	8.5割
33万円以下かつ、同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない	9割

後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の前日に、被用者保険（会社の健康保険などの社会保険）の被扶養者であった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。

※これまで国民健康保険を使っていた人は、この特例措置に該当しません。

☎保険年金課 983・2710

情報

10 月分からの半年前納の申込みは 8 月 31 日(金)まで  
国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

納期ごとに金融機関などの窓口まで支払いに行く手間が省けるほか、前納による割引制度もあります。

※口座振替の前納は、現金納付の前納よりも割引額が大きくなっています。

口座振替の申込方法

手続きには 1～2 ヶ月かかります。

☑️ 場市保険年金課国民年金係または三島年金事務所

☑️ 持預金通帳、金融機関届出印、年金手帳または納付書

※口座振替申出書（日本年金機構ホームページで取得可）を郵送することで申し込みできます。

引き落とし不能の場合

次回、合わせて引き落としします。再度の引き落としも不能な場合、通知書と不能分の納付書が送られます。1 年分または半年分の前納払いの引き落としが不能な場合、1 カ月ごとの納付に変更されます。

口座振替納付方法の種類

納付方法	申込期日	振替日	納付額	割引額
翌月末振替	随時	翌月末(1カ月)	16,340円	なし
当月末振替	随時	当月末(1カ月)	16,290円	毎月50円
半年前納	2月末日 8月末日	毎年4月末日 毎年10月末日	96,930円	1,110円
1年前納	2月末日	毎年4月末日	191,970円	4,110円
2年前納	2月末日	2年に1度 4月末日	377,350円	15,650円

☑️ 割引額は平成 30 年度の額。

4 月分からの半年・1 年・2 年前納は 2 月末日、10 月分からの半年前納は 8 月末日までに申し込み。

☎三島年金事務所 ☎ 973・1166

保険年金課国民年金係 ☎ 983・2606

情報

現況届の提出期間を確認しましょう  
児童扶養手当に関するご案内

児童（18歳になってから最初の3月31日を迎えていない人、または20歳未満で障がいの状態にある人）を扶養している母子、父子家庭などで、一定の条件を満たした人に支給する手当です。

下記の①～⑧、いずれかに該当する児童の父、母、あるいは養育者

- ①父母が婚姻を解消した
- ②父もしくは母が死亡※公的年金受給状況による
- ③父もしくは母が重度の障がい有する
- ④父もしくは母の生死が3カ月以上不明
- ⑤父もしくは母が児童と同居せず扶養・監護義務を1年以上まったく放棄している
- ⑥DV防止法の規定による（保護）命令を受けている
- ⑦父もしくは母が1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで出生した

**支給額** 対象者および同居の扶養親族の所得に応じて決定。所得が限度額を超えると支給されません。

■現況届の手続きをお忘れなく

児童扶養手当を受給している人や受給資格のある人には、8月上旬に現況届に関する案内通知を送りますので集中受付期間中に手続きをしてください。

■集中受付期間・会場

会場	日程	時間
市役所本館 第2会議室	8月8日(水)、9日(木) 10日(金)、13日(月)	午前9時～正午 午後1時～4時
市役所本館2階 子育て支援課	8月11日(土・祝)	午前9時～正午

※都合がつかない場合、8月31日(金)までの平日午前8時30分～午後5時15分に、子育て支援課窓口で手続きをしてください。現況届を提出しないと受給資格を有していても手当は支給されません。

問子育て支援課 ☎ 983・2712

4月～7月分の児童扶養手当振込日は8月10日(金)

情報

新たな補助制度をご活用ください  
三島市ひとり親家庭就学給付金のご案内

三島市ひとり親家庭就学給付金

現在市内に居住し、経済的な理由により大学などに進学困難な人に対し給付金を支給します。

■支給対象者及び支給要件

平成31年4月に大学などに入学予定で、次のいずれにも該当する人

- ①平成30年4月1日時点で20歳未満であり、市の住民基本台帳に1年以上登録されている母子家庭の母または父子家庭の父の子であること
- ②平成31年度に、学校教育法に規定する大学(専攻科、別科および大学院を除く)、短期大学または専修学校の専門課程に進学する
- ③児童扶養手当の支給を受けている世帯または児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の世帯に属する
- ④修学の意欲があり、品行方正であること

**支給額** 20万円を上限とする

定提出書類に基づき審査・選考し、3名を決定。

選考結果は、10月中旬ごろに通知予定。

申9月14日(金)までに申請書など必要書類を子育て支援課（申請書は窓口、市ホームページから入手可）

問子育て支援課 ☎ 983・2712

ひとり親家庭のための出張個別相談会

時8月22日(水)9時30分～16時

場長泉町役場3階（駿東郡長泉町中土狩828）

内生活・就業・法律の相談会。職業紹介や求職登録、弁護士による親権や養育費等の相談ができます。

定なし（予約優先・当日受付可）

注託児あり・要予約

申・問母子家庭等就業・自立支援センター

☎ 054・254・1191

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ